

処 分 基 準

平成 29 年 3 月 1 日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第 25 条第 1 項
処 分 の 概 要：質屋の許可の取消し、質屋営業の停止命令
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め：質屋営業法第 3 条（許可の基準）
処 分 基 準：別紙「質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問 い 合 わ せ 先：岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課営業係 (058) 271-2424
備 考：